

## 第4章 歴史文化遺産の把握調査

### 1 既存の歴史文化遺産把握調査の概要

歴史文化遺産の調査は、物件ごとに個別に行われる詳細調査と、建造物・伝統芸能などの種別ごとに悉皆的または総合的に行われる把握調査があります。後者としては近代遺跡や文化的景観など国が全国的な観点から行っているものと、建造物・民俗文化財・埋蔵文化財などについて都道府県が県内全域を対象として行っているものがあります。米子市独自の取組みとしては、市史編さんや山陰歴史館などの調査研究活動として歴史文化遺産についても把握調査がなされています。また、米子の宝88選を選定するため、多様な歴史文化遺産を把握する調査も行われています。以下には、主体ごとに把握調査について述べます。

#### (1) 県が主体となつて行った把握調査

##### 【建造物】

歴史的建造物の総合調査としては、民家緊急調査（昭和47年度）、近世社寺建築緊急調査（昭和61年度）、近代化遺産総合調査（平成8・9年度）、近代和風建築総合調査（平成15～17年度）が実施され、概ね全体像は把握されています。ただし、総合調査で把握した建造物のうち、未指定・未登録のものについて調査後の状態を継続的に把握できていないことから、令和2年度から過去の総合調査で把握した歴史的建造物の保存状態などの現況を把握する調査を実施しています。

##### 【美術工芸品】

美術工芸品に関しては、主に県立博物館が企画展の開催に備えて、絵画であれば沖一峨、土方稲嶺など藩絵師等の作品に関する調査を行い、図録、報告書、収蔵目録などにまとめられています。仏像については、鳥取県の仏像調査（平成14・15年度）がありますが、木造十一面観音坐像（県指定）など指定文化財を中心とした主要な仏像の調査にとどまっています。また、平成18年度から始まった新鳥取県史編さん事業において、古文書・考古資料について精力的に網羅的な調査が行われそれぞれ資料編が刊行されています。

##### 【民俗文化財】

県内全域を対象とした把握調査としては、諸職関係民俗文化財調査（昭和59・60年度）、民謡緊急調査（昭和61・62年度）、民俗芸能緊急調査（平成3・4年度）、祭り・行事調査（平成15～17年度）が行われています。また、県の記録選択である「弓浜半島のトンド」については、総合的な調査（平成21～24年度）が行われ、境港市22、米子市57、南部町9、伯耆町1件の詳細調査を行い、「弓浜半島及び近隣地域のトンド」が平成30年に県指定無形民俗文化財に指定されています。また、新鳥取県史編さん事業において民俗資料編が刊行されています。

##### 【埋蔵文化財】

埋蔵文化財においては、鳥取県教育委員会が県内全域を対象とした分布調査を実施しています。その後も記録保存により消滅する周知の埋蔵文化財包蔵地がある一方、新発見もあり、毎年鳥取県埋蔵文化財センターが整備する遺跡地図の改定がなされています。また、中世城館については、中世城館遺跡詳細分布調査（平成10～15年度）が行われており、米子市を含む県中・西部に相当する伯耆国で約210城館が把握されています。

##### 【歴史の道】

鳥取県教育委員会は県内主要街道の総合的な調査（昭和63～平成2年度）を「歴史の道」調

査として実施しています。調査事項としては、道及び川並びにこれらに沿った地域に残る遺跡の分布状況と保存の実態（両側それぞれ1km幅）と歴史文化遺産について調査を行っています。米子市域では「山陰道・伯耆往来」をはじめ西伯耆の交通の要衝としての「日野往来」、「出雲往来」、「法勝寺往来」、「境往来」と信仰の山・大山に至る「大山道」のうち尾高道などが該当し、沿道の道標・常夜燈なども数多く調査されています。

#### 【名勝庭園】

平成16年度及び平成22年度に県内市町村に対して行った名勝庭園の照会及び前記の近代和風建築調査に伴い把握された庭園の状況を踏まえて、令和2年度から悉皆調査と詳細調査が実施されています。

#### 【天然記念物】

平成15～18年度に特別天然記念物オオサンショウウオが生息する河川環境について調査が実施されています。市内の河川で良好な生息環境は認められませんが、上流部から流されてきた個体が保護されることがあります。また、自然保護の観点から鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップしてその現状などをまとめた「レッドデータブックとっとり」が発行され、随時更新（2022年改訂）されています。

### （2）米子市及び民間が主体となって行った把握調査

近年の米子市における歴史文化遺産調査として特記されるのは、平成4～22年度まで行われた新修米子市史編さん事業と、平成19～21年度まで実施された米子の宝88選の取組みです。

#### 【建造物】

平成23年度より、中心市街地（城下町）に残る町家・町並みの保存・再生を図り、それらを活かした魅力的かつ持続性のある米子のまちづくりの推進に寄与することを目的として「米子の町家・町並み保存・再生プロジェクト」が立ち上げられ、「米子の町家・町並みの基礎調査」が米子市の委託事業として行われています。基礎調査では、外観から約730棟の町家を含む歴史的建造物が残ることが把握され、併せて一部の町家の内部調査や実測調査も行い、町家・町並みの特徴が明らかにされています。

#### 【美術工芸品】

『新修米子市史』では通史編（第1～4巻）に加えて、第7～15巻を資料編に充て、考古・文献・絵図・地図・写真・映像・年表を収載しています。長期間にわたる市史編さんの過程で、古文書など未指定文化財にかかる膨大な情報が蓄積されています。

#### 【民俗文化財】

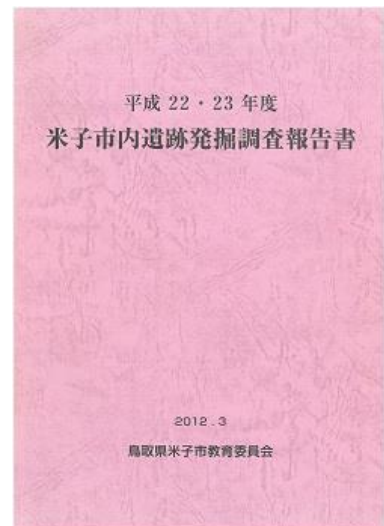
『新修米子市史』では民俗編（第5巻）を刊行しており、衣食住に始まり年中行事・民俗芸能から口承文芸・方言に至るまで詳細に調査が行われ、有形・無形の民俗文化財の情報が収集されています。淀江地域については『淀江町誌』民俗の章としてまとめられています。

各町の家屋数に対する残存町家数と推定建築年代一覧

町名	外観調査									
	家屋件数 (件)	町家数 (棟)	町家率 (%)	建築年代(棟)						
				江戸 後期	明治 前期	明治 中期	明治 後期	大正	戦前	戦後
内町	120	24	20	2		1	9	11	1	
天神町1	23	10	43			2	2	3	1	2
天神町2	52	8	15			2	1	1	2	2
灘町1	63	29	46	1	5	11	5	5	2	
灘町2	130	44	34	1	3	7	8	20	5	
灘町3	122	20	16		1	12		4	1	2
花園町	157	19	12					2	15	2
立町1	69	40	58		4	13	11	11	1	
立町2	69	17	25		2	4	7	2	2	
立町3	100	27	27		5	2	3	13	4	
立町4	90	16	18	1	2	3		6	4	
寺町	90	25	28			6	7	5	6	1
岩倉町	81	32	40		2	9	7	7	5	2
尾高町	167	44	26	1	2	6	7	10	17	1
西倉吉町	98	10	10							
朝日町	198	120	61							
東倉吉町	86	20	23							
四日市町	82	25	30							
紺屋町	121	29	24							
法勝寺町	85	18	21							
日野町	80	20	25							
道笑町1	89	19	21							
道笑町2	108	25	23			4	10	9	2	
靴町1	140	27	19	1	3	5	5	12	1	
靴町2	142	18	13					8	5	5
博労町1	192	42	22	3	1	1	4	21	8	4
計	2754	728	26	10	30	88	86	150	82	21

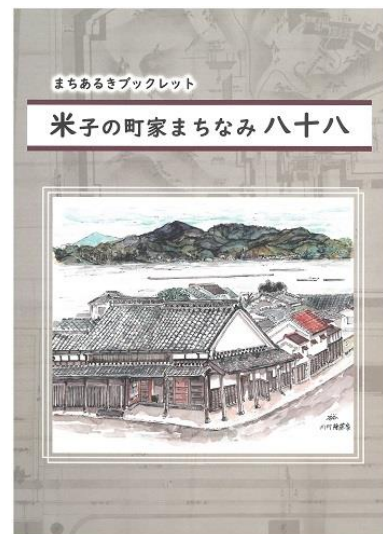
## 【埋蔵文化財】

古くは昭和 30 年代に佐々木古代文化研究室による旧淀江町福岡地区の古墳の悉皆調査などが行われています。米子市教育委員会でも分布調査に基づき『米子市埋蔵文化財地図』（1994年）を刊行しています。また、平成 2（1990）年度から市内遺跡発掘調査事業（旧淀江町は昭和 63 年度）を継続して実施して、埋蔵文化財の把握に努め、開発事業に伴う調整を行っています。



【よなごの宝88選】

よなごの宝88選で行った地域に埋もれている歴史文化遺産を市民自らが調査を行って掘り起こす取り組みは、「米子の小路」、「米子の町家まちなみ」などに引き継がれ、把握調査を展開し、シリーズとして刊行しています。



## 2 歴史文化遺産の把握調査の課題

本市の歴史文化遺産の把握調査について、文化財の種類・分類別の調査状況及び課題は、以下のとおり整理されます。

歴史文化遺産の調査状況と課題

		種類・分類	調査状況※	調査状況及び課題	
文化財保護法の規定	有形文化財	建造物	○	近世古民家・近世社寺・近代和風建築、近代化遺産（建造物）については、おおむね把握調査ができています。	
		美術工芸品	絵画	△	新修市史編纂及び美術館の企画展などに伴う調査が行われていますが、調査は抽出的であり、今後も継続した把握調査が必要です。
			彫刻	△	
			工芸品	△	
			書跡・典籍	△	
		古文書	○	県史・市史編纂により把握及び詳細調査を行っています。近世以降は、今後も継続した詳細調査が必要です。	
		考古資料	◎	埋蔵文化財センターにおいて、出土品などの一元的な把握及び詳細調査を実施しています。	
	歴史資料	○	抽出的な把握調査及び詳細な調査を実施していますが、対象の幅が広く、今後も継続した把握調査が必要です。		
	無形文化財	演劇・音楽		×	把握調査は、実施していません。
		工芸技術		△	指定等文化財以外の把握調査は、ほとんど未実施です。
	民俗文化財	有形の民俗文化財		○	県・市史編纂に伴う把握調査が行われていますが、新たに発見されるものもあり、今後も継続した把握調査が必要です。
		無形の民俗文化財	風俗習慣	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
			民俗芸能	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
			民俗技術	○	県・市史編纂に伴う調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
	記念物	遺跡（史跡）		○	埋蔵文化財も含め遺跡（史跡）の把握調査を進めています。
		名勝地	庭園	△	主な物件の調査は行われていますが、個人住宅には未調査も多くあり、今後も把握調査が必要です。
			その他	×	把握調査は未実施です。
		天然記念物	地質・鉱物	○	市史編纂に伴う調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要となります。
			動物	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。オオサンショウウオの個体識別調査を実施しています。
			植物	○	市史編纂に伴う把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要となります。
文化的景観		×	把握調査は、実施していません。		
伝統的建造物群		×	把握調査は、実施していません。		
埋蔵文化財		◎	分布調査を行い、市内遺跡調査を随時実施しています。		
文化財の保存技術		×	把握調査は、実施していません。		

※ ◎：調査完了、○：一応調査済みだが継続・追加調査が必要、△：調査中、×：未調査、－：該当なし

### 3 歴史文化遺産の把握調査の方針

本市における歴史文化遺産把握調査の実施の現況及び課題を踏まえ、歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像の実現に向けて取り組む把握調査実施の方針及び措置を以下のとおりとします。

#### (1) 歴史文化遺産の把握調査の方針

##### ① 調査が不十分な歴史文化遺産の計画的な把握調査の推進

歴史文化遺産の把握については、調査がおおむね完了している埋蔵文化財・有形文化財（考古学資料）を除き、計画的な把握調査の推進が必要です。また、部分的な把握にとどまっている美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料）、無形文化財（工芸技術）、名勝（庭園）について継続的に調査を進めるとともに、調査が行われている分野についても、例えば空き家が増加している町家（有形文化財・建造物）の調査を民間団体の協力を得て実施するなど、積極的な把握調査に取り組むとともに、有形の民俗文化財（民具など）の効率的な収集保管のための基準も必要となります。さらにポストコロナの時代を見据え、継承などの問題から衰退の恐れがある無形の民俗文化財のうち風俗慣習と民俗芸能の実施状況についての把握を進めます。

これら把握調査を、計画的かつ効果的、効率的に実施していき、その成果を歴史文化遺産の保存・活用へと活かしていきます。

##### ② 地域との連携による歴史文化資産の掘り起こし

既存の文化財の種類・分類によらない歴史文化遺産（民謡・民話、方言、食文化）の把握については、「新修米子市史」「よなごの宝 88 選」でも把握に取り組んでいますが、それらの多くは地域に深く根差したものであることから、行政だけでなく地域と連携し、掘り起こし調査に取り組めます。

#### (2) 歴史文化遺産の把握調査のための措置

市内全域としては、いくつかの公民館単位の地域では、様々な視点から地域に根差した「地域の宝」や地名、伝承、偉人などの歴史文化遺産の把握が行われ、歴史文化を活かした取り組みが行われていますが、すべての地域において行われているわけではなく、把握状況にも差がみられます。これを解消して米子の歴史文化遺産の全体像を把握するための措置として、地域の宝（歴史文化遺産）の調査を働きかけ、地域と連携した歴史文化遺産調査を継続的に実施します。

また、掘り起こした歴史文化遺産を記録するためのデータベースの作成を行い、この歴史文化遺産の情報について、公民館などを通して地域に発信・提供します。これにより人々が、地域のなりたちを知り、愛着を深めることにより、地域の魅力づくりにつなげます。このために、市内各地の歴史文化遺産マップ作りなど、公民館などにおける歴史文化遺産の掘り起こし事業への支援を行います。

※把握のための調査、発信に関する措置の詳細に関しては、第7章 歴史文化遺産・歴史文化遺産群・歴史文化遺産保存活用区域の保存と活用に関する措置に記載します。